

番号	質問	回答
1	申請者は被災者に限るのか。	申請者は、被災者（罹災証明書に記載がある世帯員）に限ります。
2	申請者と融資を受けた者が違う場合でも申請可能か。	被災した世帯の者（申請者世帯）のための住宅再建であり、融資を受けた者が、申請者の6親等以内の血族又は3親等以内の姻族の親族であれば申請可能です。
3	リバースモーゲージ型融資とはどのようなものか。	<p>所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度です。借入金は融資契約者の死亡後、担保物件を売却して一括返済するか、相続人による現金一括返済となるため、月々の返済は利息のみとなります。リバースモーゲージ型の融資の詳細については、リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関にお問い合わせください。</p> <p>（参考）リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関例 住宅金融支援機構 お客様コールセンター 災害専用ダイヤル 0120-086-353</p>
4	申請するタイミングはいつか。	<p>再建先となる住居に入居が完了した後に申請していただきます。</p> <p>応急仮設住宅等の入居者は、退去の事実が確認されたことを併せて確認させていただきます。</p>
5	給付金の振込み先は、申請者に限られるのか。	給付金の振込み先は、原則申請者に限ります。ただし、申請者の親族が融資を受けた場合は、融資を受けた者（借受人）に振り込みます。
6	被災時に居住していた市町と別の市町に住宅を再建する場合は、対象となるか。	県内の再建であれば対象となります。再建先が県外の場合は対象となりません。
7	被災者生活再建支援金をもらっていても対象となるか。	対象となります。
8	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金（6市町対象）をもらっていても対象となるか。	対象となりません。
9	既に再建先（恒久的住まい）となる住居に転居している場合、対象となるか。	対象となります。申請期限のR9.1.31までに申請します。
10	「住宅再建をし、その住宅に入居した日」は何の書類で確認するのか。	住民票の異動があった場合は、住民票の異動日を基本としますが、実際の入居日と乖離がある場合は、実際の入居日を記載してください。
11	元々一つの世帯だったものが、2か所に再建した場合、それぞれ対象となるのか。	被災（罹災）した世帯で1回のみ助成します。被災時1つの世帯であったが、再建時、2つの世帯に分かれる場合には、どちらか1つの世帯に助成します。給付金をどちらの世帯で申請するかについては、世帯間で話し合って決めてください。
12	応急仮設住宅等の入居者が供与期間を過ぎて入居している場合は対象となるか。	対象となりません。ただし、応急仮設住宅等の供与期間が延長された方は、延長された期限までに退去し、再建先に入居した場合は対象となります。

13	2つ以上の被災した世帯が1つの応急仮設住宅等に同居した場合、それぞれの世帯で対象となるのか。	2つ以上の被災した世帯が1つの応急仮設住宅等に同居し、その後同一の住宅に居住する場合は、1つの世帯とみなし、1回のみ助成します。 ただし、各自が別の住宅を再建する場合は、各自の被災した世帯に助成します。
14	再建先（恒久的な住まい）への入居後の申請であるが、世帯のうち一部が応急仮設住宅等に残る場合、申請は可能か。	一部が残る場合は申請できません。 応急仮設住宅等に入居していた世帯全員が、退去した後に申請してください。
15	敷地被害で解体した者も被災者生活再建支援金の対象となるが、受給対象となるのか。	敷地被害解体世帯として被災者生活再建支援金を受給していれば対象となります。 ※申請時には以下の書類を追加で提出してください。 ①敷地の被害を確認できる証明書類の写し ②解体を証明する書類の写し ③被災者生活再建支援金交付決定通知書の写し
16	個人間の借入（親族間の借入等）や消費者金融からの借入は対象となるか。	個人間、消費者金融は対象なりません。 住宅再建のために金融機関等から借り入れたものであり、原則として金銭消費貸借契約書の資金使途欄に住宅を建設、購入、補修するために借入を行ったことが明記されたものを対象とします。
17	マンションを購入し、再建先として入居した場合は対象となるか。	対象となります。 ただし、被災者が居住するものが対象であり、投資用・賃貸用等は対象となりません。
18	提出書類の金銭消費貸借契約書は法人名義のものでも可能か。	法人名義のものは対象となりません。 申請者本人又は申請者の親族名義の個人のものに限ります。
19	店舗併用住宅を建設、購入し、再建先として入居した場合でも対象となるか。	個人が住宅を再建するために借り入れた住宅ローンの資金が店舗併用住宅を建設、購入するために使用され、再建先として入居していることが確認できた場合には対象とします。 ただし、金銭消費貸借契約書は法人名義のものは対象となりません。 ※申請時には以下の書類を追加で提出してください。 ①建物の居住用に使用する部分の床面積と事業用に使用する部分の床面積を算出した資料 ②建物の図面 ③工事請負契約書又は不動産売買契約書（建物の総面積が記載されているもの）
20	利子助成の利率はいつ時点の貸付利率を採用するのか。	住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」以外の借入の場合は、金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率と金銭消費貸借契約締結日時点の住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利）と比較して利率の低い方を採用します。 ※融資が変動金利や固定金利期間選択型の場合、第1回返済時の利率と比較します。
21	世帯収入（所得）は被災時点の世帯、再建後の世帯どちらで判断するのか。	被災時の世帯を基準に、その世帯の再建時の状況で判断することとしており、被災時同一世帯で、かつ、再建先に居住する方の合計です。

22	収入（所得）要件は具体的にどのように算定するのか。	世帯の収入が給与収入のみの場合は「収入」、給与収入以外の収入がある場合は「所得」で確認します。ただし、世帯の収入が給与収入のみの場合でも、所得控除要件に該当する者がいた場合には「所得」で確認します。
23	世帯収入は、いつ時点のもので確認するのか。	住宅を再建し、その住宅に入居した日の属する年の前年の収入を確認できる課税所得証明書を提出してください。 例) R6.10入居 → 令和6年度課税証明(R5.1～12月の収入が記載) なお、前年の収入が確認できる課税所得証明書が取得できない場合は、前々年の収入が確認できる課税所得証明書を提出してください。
24	子どもの課税所得証明書は提出が必要か。	15歳未満の被扶養者のいる世帯については、世帯全員分の課税所得証明書の提出を不要とします。 なお、15歳以上の世帯員がいる場合には課税所得証明書を提出してください。
25	23歳未満の被扶養者や控除要件（60歳以上、障害者手帳等の所持の有無）の確認は、いつ時点のものとなるのか。	住宅を再建し、その住宅に入居した日を基準とします。
26	扶養は、どのような書類で確認するのか。	住民票及び課税所得証明書で確認します。
27	子どもが大学等で県外におり、再建先の住所に入居しない場合にも23歳未満の被扶養者として取り扱うことは可能か。	戸籍謄本、戸籍抄本及び課税所得証明書から扶養していることが分かれば、23歳未満の被扶養者として取り扱います。
28	令和6年能登半島地震以前から住宅を建設する契約を締結し、能登半島地震以後に完成し、そのまま入居した場合は、受給対象となるか。	令和6年能登半島地震を起因とした自宅再建には当たらないため、対象となりません。
29	復興公営住宅に入居したが、個々の事情により退去し、自宅再建を行った場合は、受給対象となるのか。	給付金の趣旨に鑑みれば、復興公営住宅への入居は、恒久的な住まいが確保されたものと考えられ、退去後に自宅を再建した場合を支援の対象とすることは、本来想定されていません。 しかし、事情変更により復興公営住宅を退去し、自宅を再建した場合、申請期間内であれば支援の対象となります。